

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第18回）

1. 日時：令和4年2月2日（水）17：00～18：20
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、相田座長代理、大谷構成員、岡田構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ、三菱総合研究所

<総務省>

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、納富ブロードバンド整備推進室長、川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、柴山データ通信課長、中田事業政策課調査官、中川事業政策課課長補佐

【大橋座長】 大変お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会第18回を開催いたします。

本日もウェブ会議の開催ということで、まず、留意事項について事務局よりお願いいたします。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート、オフにしていただきますようお願いいたします。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があればそちらも御活用いただければと思います。

また、ウェブ会議の接続が切れた場合などは、大変お手数ですが、事務局からお送りし

ているURLに再度入り直していただくようお願いいたします。

資料については、本日、資料18-1、18-2、18-3、18-4、参考資料18-1、18-2、18-3を配付しております。

また、本日オブザーバとして、MRI様にも御参画いただいております。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

本日ですけれども、議題として大きく2つございまして、1つがブロードバンド基盤の在り方に関する研究会の最終取りまとめ（案）について、それへの主な意見及び研究会の考え方について御議論いただくのが1点、そして、2点目に新たな交付金制度の効果と費用、これ第1次試算ということですが、それについて議論するというので、2つ議題がございます。

まず、最初の議題について、事務局から御説明をお願いします。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

それでは、資料18-1に基づきまして、研究会最終取りまとめ（案）に対する主な意見、それに対する研究会の考え方の案（概要）について御説明を申し上げます。

1ページめくっていただきまして、2ページ目でございますが、令和3年12月23日から翌4年1月21日まで、約1か月間パブリックコメントを実施いたしました。そして合計23者から御意見の提出をいただいたところです。この資料はその概要を取りまとめ、かつ、それに対する研究会としての考え方の案をまとめたものでございます。

ここで御紹介しております御意見は、いただいた御意見の一部でございまして、いただいた御意見の全体につきましては、別途参考資料18-1という形でお配りしておりますので、そちらのほうを御参照いただければというふうに考えております。もとより、この参考資料18-1に含まれている意見と、この概要の中で御紹介している意見とで、取り上げたものと取り上げていないもので、その重要度の軽重があるというわけではありませんが、あくまで時間の関係ということで、一部のものを御紹介させていただくということでございます。

3ページ目でございますが、一番左側にそれぞれの御意見にナンバーを振っておりますので、こちらを御参照いただければと思います。3ページ目、ナンバー1でございますけれども、これは全体に関する御意見ということでございまして、日本電信電話株式会社様ほか各社からでございます。基本的には御賛同の御意見として承っておりますのでござい

まして、それから中長期的な展望等についても御意見をいただいているところでございますけれども、こういったところについては、研究会としては今後の検討の際に参考とさせていただきますたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、4ページでございますが、ナンバー2でございますけれども、これはオプテージ様ほかその他からいただいている御意見でございます。今回の基本的な考え方には御賛同いただけるという上で、競争中立性の確保について、引き続き留意が必要であるといった趣旨の御意見でございます。こちらも基本的には御賛同の御意見として承った上で、今後の詳細検討の上で参考とさせていただきますたいというふうに考えているところでございます。

それから御意見のナンバー3番目でございますが、これはエネルギー・コミュニケーションズ様ほか各社からいただいた御意見でございます。今回の基礎的電気通信役務の範囲についてでございます。今回の基礎的電気通信役務の範囲といたしまして、卸先事業者が提供する役務については、これは基礎的電気通信役務に入れないという整理になっているところでございますが、卸先と卸元との競争中立性の確保等の観点から、やはり卸先についても基礎的電気通信役務に入れるべきではないか、そういった御意見でございます。これに対する考え方、右側でございますが、最終取りまとめ（案）にも記載のとおりではございますけれども、今回の交付金制度は、基本的には不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであるということ、それから、卸先と卸元がある場合には、卸元に対して役務提供義務等をかければ、最低限の役務提供の担保はされるということがございますので、今回に関しましては、基礎的電気通信役務としては、卸先の役務は位置づけないという方向で考えているということを御回答としているところでございます。

それから、めくっていただきまして5ページ目、御意見の4番でございますが、これはオプテージ様ほかからいただいている意見ですけれども、将来的には、携帯ブロードバンドサービスについても基礎的電気通信役務として位置づけてはどうかということでございます。将来的な御意見ということではございますが、少なくとも今回の考え方といたしましては右側にあるとおりでございます。携帯ブロードバンドについては、少なくとも現時点においては、テレワーク等を使うための手段としては必ずしも十分でないということ、加えまして、携帯ブロードバンドについては、特に交付金制度による支援等をしなくても、自主的な整備によって全国的なサービス提供が確保される見込みであるということがございますので、今回基礎的電気通信役務とは位置づけないということで考えていると

ころでございます。

それから御意見のナンバー5番でございますけれども、こちらはJCOM様からですが、今回基本的な有線ブロードバンドをあまねく整備していく、そして維持していくという考え方でございますけれども、極めて限界的な場合には携帯ブロードバンド等による補完を認めるという、そういった整理にしているところでございますが、その基準をもう少し明確化してはどうかということでございます。そういった観点も当然あるかと思いますが、今回の考え方といたしましては、基本的にはその地域によって様々な事情がございますので、当該地域の自治体の意向を踏まえて、個別具体的にそういった携帯ブロードバンドによる補完的対応をするかどうかというのを判断していくという、そういった考え方を示しているところでございます。

その下、御意見の6番でございますが、これはケーブルテレビ連盟様その他からいただいている御意見でございます。今回、先ほど申し上げたとおり、有線ブロードバンドを整備していくことが著しく不合理であるような場合には、携帯ブロードバンドによる補完を認めるという、そういった整理にしているところでございますけれども、そのこのところの書き方といたしまして、必ずしも携帯に限る必要はなくて、携帯以外の無線ブロードバンドというものもあり得るのではないかという、そういった御意見でございます。これはそのとおりでございまして、事務局としても、あるいは研究会としても、必ずしも携帯に限るという趣旨ではなかったわけですが、そのこのところを記載上も明確化したいというふうに考えております。ここは後ほど改めて御説明させていただきます。

めくっていただきまして6ページ、意見の7番でございますけれども、コストミニマムという観点から、携帯ブロードバンドによる補完的対応というものが必要になってくる場合があるのではないかと。先ほどの御意見と重なるものでございます。お答えといたしましても、そういった携帯ブロードバンドによる補完というものが必要になってくるケースは、最終的にはあり得るというふうに考えておりますが、いかなる場合にそういった対応を図るかというのは、自治体の意向を踏まえて個別具体的に考えていくという、そういった考え方を示しているところでございます。

その下、御意見8番でございますが、これは消費者団体連絡会様ほかからいただいている御意見でございますけれども、支援対象区域については柔軟に見直すべきである、そういった御意見でございます。これは研究会としてもそのように考えているということでございます。人口動態や市場の状況等を踏まえて、定期的に見直していくということ考

え方として書いているところでございます。

続きまして、7ページでございますが、意見の9番、KDD I様ですけれども、交付金による支援対象設備や算定方法等の詳細については、審議会等のオープンな場で検討していくべきであるということでございます。こちらにつきましては、今回、最終取りまとめ（案）の中で、基本的な考え方については記載をしているところでございますが、KDD I様がおっしゃるとおり、さらに詳細なところについては引き続き検討が必要であるというふうに考えておまして、そういったものは審議会等のオープンな場で改めて検討していくといったことを御回答として記しているところでございます。

その下、御意見10番でございますが、オプテージ様その他からいただいている御意見でして、費用算定において、その費用算定は不採算地域における費用回収の観点から、基本的には実際費用をベースにすることが望ましいという、そういった御意見でございます。これに対する研究会の考え方ですが、事業者固有の非効率性の排除等の観点から、原則として標準モデル方式を採用するというふうに考えているところでございます。ですが、あくまでもそういった標準モデル方式を原則とする趣旨は、事業者固有の非効率性の排除にありますので、その目的が達成される限りでは、できる限り実際の費用に近いものにしていくことが望ましいのではないかといたった考え方を整理させていただいているところでございます。

8ページ、御意見11番でございますが、こちらにつきましては、基本的には御賛同ということですのでけれども、受益者負担という場合の受益者の範囲については、さらに検討が必要であるということとして、全国消費者団体連絡会様ほかその他からの御意見ということになります。基本的には御賛同の御意見ということでございますが、特にOTT事業者の負担の在り方については、ネットワークのコスト負担の在り方全体をめぐる議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例等も参考にしながら総合的に検討していくという考え方をお示ししているところでございます。

その下、12番も同様でございます。

その下、13番でございますが、これは消費者団体連絡会様その他からいただいている御意見でございますけれども、負担金算定の単位でございまして、今回一旦の考え方としまして、契約数単位ということで考えているところでございますが、契約数とエンドユーザ数が必ずしも一致しない場合等について、さらにオープンな場で検討していくべきであると、そういった御意見ということございまして、ここはそのように考えているところで

ございますので、その旨を研究会の考え方として記載しているところでございます。

次の9ページ、御意見14番でございますけれども、これも消費者団体連絡会様その他からいただいている御意見でございます。将来的な選択肢として、ユニバーサルアクセスへの転換等も視野に入れた検討が必要ではないかと、そういった中長期的な御意見でございます。こちらにつきましては、最終取りまとめ（案）に記載のとおり、中長期的な課題の1つとして引き続き検討していくといったことを記載しているところでございます。

15番からは、いわゆるラストリゾート事業者の責務の関係でございます。15番は今回の整理といたしまして、法的責務としてはラストリゾート事業者としての責務を課さないという整理に御賛同ということでございます。

対しまして、御意見の16番については、KDD I様のほうからいただいている御意見でして、やはりそういった法的責務というものを課していくべきではないかということでございます。これに対する研究会の考え方は、基本的には最終取りまとめ（案）に記載のとおりでございますが、NTT法第3条の責務規定の在り方といったものは、永遠不変のものでは当然ないわけでございますが、現状においては、引き続き加入電話というものは、国民生活に不可欠なサービスであると考えられます。仮にそういった状況下でNTT東西等に対して過剰な法的責務を課すということになりますと、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあるということから、今回の制度改正における対応としましては、そういったラストリゾート事業者としての法的責務を課すというのは、必ずしも適当ではないといった考え方を書いているところでございます。その一方で、そういったNTT東西様を含む有線ブロードバンドサービス事業者に対して、一定の計画の公表等を求めていくといったことを、考え方として改めて記載しているところでございます。

17番も同様の御意見でございます。オプテージ様、あるいはソフトバンク様等々から、そういったラストリゾート事業者の責務の在り方について御意見をいただいているところでして、研究会の考え方としては、先ほどと同じ内容を記載しているところでございます。

続きまして12ページ、御意見18番でございますが、これは補論の2で記載いたしました、放送ブロードバンドによる代替との関係でございます。御意見18番は、引き続ききちんとした整理が必要であるということとして、この点につきましては、放送部局で開催しております「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の事務局と十分な連携を図っていくといったことを、考え方として書いているところでございます。

それから、御意見の19番につきましては、そういった放送ブロードバンド代替の考え方、

それから将来的なOTT事業者に対する負担の在り方といったものについて、JCOM様その他から御意見をいただいているところです。放送ブロードバンド代替に関する部分は、今回の取りまとめ（案）に対する御賛同の御意見ということでございまして、OTT事業者の負担の在り方については、中長期的に検討していくといったことを考え方として表しているところでございます。

続きまして13ページ、御意見20番でございませけれども、こちらはテレビ東京様のほうからいただいている御意見でございまして、1つには、今後「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」における議論を制約するようなものであってはならないのではないかといたこととございませ。これにつきましては右側に記載のとおり、今後詳細につきましては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において検討が行われるというのが、本研究会としての考え方でございませので、決してそちらの検討を制約するというものではないということとございませ。加えまして、テレビ東京様からの御意見は、1つは、一方で今回新設する交付金によって、放送のブロードバンド代替によるコストは負担しないという整理をしていると。他方で、その読み方によっては、OTTサービスの1つとして、放送に対しても将来的に負担を求めていくというふうにも読めるようにも思えるというところとて、若干整合性を欠くのではないかと、そういった趣旨の御指摘であるというふう理解しております。これに対する研究会の考え方といたしましては、やはり双方向のサービスであるテレワーク、遠隔医療、遠隔教育等と、一方向サービスである動画視聴とではおのずから扱いが異なるということとございませ、双方向サービスにつきましては、ある地域で使えるということが他の地域に裨益するといったことが言えるわけですけれども、一方向サービスについてはそのように言えないのではないかと。ただ、その一方向サービスであっても、不採算地域等で使えるようになるということは、これはサービスの提供者側から見ますと、やっぱり利用者が増えるということとて、そういった意味では裨益しているというふう言えるのではないかといた考え方を、改めて記載しているところとてございませ。

最後、14ページでございませが、御意見の21番は、その事業者に対して課される規律の関係とてございませ。こちらにつきましては、その内容については御理解いただけるもの、実際上の事業者に対する負担については配慮が必要であると、そういった趣旨とてございませ。こちらにつきましては、研究会の考え方としては、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、一定の規律を課すことは適當であるけれども、当然そ

の負担についても留意が必要でありまして、そういったより具体的な在り方については、今後審議会等のオープンな場で改めて検討していくといったことを記載させていただいているところでございます。

最後、22番でございますが、これは今回の制度改正について、国民あるいは利用者の御理解を得るという観点から、試算の公表等を進めていく必要があるということでございます。これはまさしく今回、第1次試算という形で試算を公表させていただくと、そういった考え方を記載しているところでございます。

続きまして、資料18-2に基づきまして、そういったパブリックコメントの御意見等も踏まえまして、若干、最終取りまとめ（案）を修正させていただくのがよいのではないかとというふうに考えているということでございます。

資料18-2の3ページを御覧ください。

3ページの下の注の10番でございますが、ここは先ほどパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえて修正しているところでございまして、携帯ブロードバンドによる補完的対応を図る場合があるということにつきまして、必ずしも携帯に限らないという趣旨で、携帯ブロードバンドサービスやその他の無線ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当であるという形で修正をしたいということでございます。

それから、続きまして7ページ、それから16ページで修正をしておりますけれども、7ページと16ページの修正につきましては、後ほど全国知事会様のほうから御意見、コメントがあると思いますが、若干それを先取りしたような内容になっておりまして、事前にお話を伺っているものを踏まえて、このように修正したほうがよいのではないかとというふうに、事務局としては考えているということでございます。7ページでございますが、これは注の12番というものを追記するという趣旨でございまして、「現在、公設公営の自治体に対して行われている国の支援措置については、民設移行が完了するまでの経過措置として、可能な限り、継続していくことが適当である」ということでございます。これはどういう趣旨かと申しますと、今回の交付金制度は、基本的には民間事業者間の相互扶助ということですので、公設公営の自治体に対して、直接その資金を入れるというのは制度上どうしても難しいわけでございますけれども、その一方で、公設公営から公設民営、あるいは民設民営に移行した場合には、これは交付金によって赤字額を支えていく、それによって民設移行を促していくと、そういった整理になっているわけでございます。そういった整理であるわけですが、直ちに民設移行が完了するというものでもございませぬので、当然一

定の移行期、あるいはタイムラグといったものがありますので、その間の経過措置というものとして、支援の継続が必要ではないかという御指摘でございまして、これは総務省としては、今回新設する交付金ではなく、一般の国の予算、具体的には国庫補助金ということになると思いますけれども、そういったものによって、公設公営の自治体に対する支援というものは可能な限り行っていきたい、そういった趣旨を記載しているところでございます。

16ページにつきましても、これも全国知事会様その他とのやり取りの中での修正ということでございますが、ここは従前よりそのように考えていたことではあるのですけれども、より明確にさせていただくという趣旨でして、負担事業者からも公設公営の自治体は除くという趣旨を、より明確にさせていただいたということでございます。それが16ページの修正でございます。

最後修正点、41ページでございますが、これは「第4章 今後総務省において実施すべき事項」ということございまして、これまで冒頭でパブリックコメントを今後実施するというふうに書いていたところですが、パブリックコメントは既に実施済みですので、そこは削除させていただきました。それから4-2のところ、これまで交付金額等の公表というふうにしていたわけですが、今回の研究会の場で交付金額、第1次試算という形で公表いたしますので、今後は精緻化を図っていくという趣旨を記載しているところでございます。最後の丸ですが、「今後は、新たな交付金制度の詳細設計の具体化と並行しつつ、試算の精緻化を進め、随時、その結果を公表すべきである。その際、人口動態や競争環境の変化等の可能性を考慮した感度分析を実施すべきである」、このように記載させていただいているところでございます。

このような形で、事務局としては、最終取りまとめ（案）について一定の修正を施してはどうかというふうに考えているところでございます。

御説明としては以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今、事務局からもありましたけれども、全国知事会様より、今回の最終取りまとめ（案）に関連して御発言いただけるというふうに伺っております。

本日、増田オブサーバにお越しをいただいておりますので、もし御準備よろしければ、お願いできればと思います。

【全国知事会】 全国知事会の増田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。

【全国知事会】 本日は時間の限られる中、発言の機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど少し言及いただきましたけれども、全国知事会では、本研究会の最終取りまとめ（案）の意見公募が行われたことを受けまして、各都道府県の意見を踏まえて、資料18-3のとおり国への提言を作成して、1月20日に総務大臣宛てに提出いたしましたので、簡単に御報告します。

提言の概要は、大きく4点となります。まず、ブロードバンド未整備地域の解消に向けた支援制度の拡充です。こちら、新たな交付金制度では、初期整備費用は支援対象となっておりません。このため、未整備地域解消に向けた支援制度の拡充を提言しております。

それから2つ目、無線ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化・整備の促進です。無線ブロードバンドサービスは新たな交付金制度の対象とされておらず、事業者の自主的な取組のみでは、今後の条件不利地域での整備が進むか懸念が残るところです。条件不利地域での無線ブロードバンドの整備が進むよう、有線ブロードバンドサービスと同様に、ユニバーサルサービス化の対象とするとともに、現行の支援制度の拡充をお願いしたいということで提言しております。

それから3つ目、公設施設の民設民営への移行促進です。公設施設の民設民営への移行が円滑に進むような仕組みづくりと、移行に当たって必要となる整備の改修等への支援制度の創設をお願いしたいということです。また、民間への移行には時間を要することも予想されるため、その間の維持管理費の支援制度の創設をお願いしたいと考えております。

それから4点目、新たな交付金制度の支援対象経費の拡大です。新たな交付金制度は、設備の高度化に対する費用についての考えが明確にされておりません。今後のデジタル技術の発展を見据え、技術の発展に即した設備の高度化についても交付金の支援対象としていただきたいということでございます。

これらの項目については、新たな交付金では対応困難であり、別の施策によるべき内容も含まれておりますけれども、ブロードバンド普及に向けて、地方自治体が抱えている課題を網羅的に提言に取りまとめたものでございます。

最終取りまとめ（案）については、有線ブロードバンドのユニバーサルサービス化の考えが示されているところなど、全国知事会としては、一定の評価をしているところであります。しかしながら、条件不利地域でのブロードバンドの普及に懸念が残る点もございま

すので、今回提言を取りまとめて、このように提出をした次第ですので、ここで御報告させていただきます。

知事会のほうからは以上となります。どうもありがとうございます。

【大橋座長】 増田様、ありがとうございました。

それでは、質疑及び意見交換に移りたいと思います。構成員、オブザーバの方、御意見、御質問ございましたら、チャット欄にその旨お知らせいただければ、私のほうから指名をさせていただきますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

ありがとうございます。長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田でございます。よろしく願いいたします。

今回の取りまとめは、皆さんの意見の中でも賛同の意見も多く、きちんと取りまとめられたのではないかと考えているのですが、その中で幾つか課題が先送りにもなっているものがあると思います。その1つのOTT事業者をどうするのかというところで、ほかに放送もそうではないかとか、いろいろな意見があると思いますけれども、そこについては、これから国際的な環境を見ながらというふうな整理にはなっていますが、やはり早い段階からきちんと議論を始めていただきたいなと考えておりますので、重ねての御依頼というようなこととなりますけれども、申し上げました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

続きまして、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

パブリックコメントの結果を踏まえますと、基本的には今回の報告書の微修正を行ったもので御理解が得られるのではないかと考えておりますけれども、全国知事会様のほうから御意見の提出をいただいたこともございまして、その関係について少し詳しく教えていただければと考えております。

今回、無線ブロードバンドサービスについて、4Gなど、過疎地や山、山間部などで公設の携帯電話の基地局などを整備されている自治体様がいらっしゃるということですが、そういった無線ブロードバンドの公設のものの維持管理費といったものについて、どのような定量的な把握がなされているのか、知事会様のほうにデータがありましたら教えていただきたいと思います。ユニバーサルサービスの対象とするのが適切なのか、それ

以外の支援策があるのか、そういったことも検討は必要だと思っておりますけれども、前提となる事実というか、データを教えていただければ、これからの検討に役立つものと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど知事会様におかれまして、御回答できる範囲でレスポンスのほうお願いできればと思います。

続きまして、三友構成員、お願いいたします。

【三友構成員】 三友です。コメントと1つ提案がございます。今回のパブコメに基づきまして、最後に試算の精緻化を進めるというようなことも明記していただいておりますので、その点は大変評価したいと思っております。この後に最初の計算が出てくるとは思いますが、今後の精緻化をぜひ進めていただければと思っております。

もう一点の提案ですが、今回のこの制度そのものは、単にユニバーサルサービス、既存のユニバーサルサービスをブロードバンドに適用するという以上の意味があると思います。特に地域の実情を考えたときに、ICTで地域を支えていくという、そういう役割を担うと思います。ユニバーサルサービスというよりも、地域のサステナビリティを、支える、ブロードバンドで地域のサステナビリティを維持するという役割を担うことをそのネーミングに込めて、私からの提言として、今回の交付金制度を単にユニバーサルサービス基金あるいはブロードバンドユニバーサルサービス基金という名前ではなくて、もう少し前向きに、例えば「デジタルサステナビリティ・ファンド」といった名前をつけていただいて、より地域を支援するという、そういう思いをぜひ込めた制度にしていいただければいいかなと思います。

【大橋座長】 ありがとうございます。大変いい御提案だと私は思います。ありがとうございます。

そのほかの構成員、あるいはオブザーバの方で、御意見等ありますでしょうか。

ありがとうございます。先ほど大谷構成員のほうから、全国知事会様宛てに、定量的な把握が維持管理についてなされているかと御質問あったんですけども、ここの辺り、増田様か、あるいは知事会様、いかがでしょうか。

【全国知事会】 全国知事会です。大谷構成員からの御質問ですけれども、公設の基地局の整備費の定量的な把握をしているかということなんですが、大変申し訳ないのですが、知事会のほうでそういった数値というのは特に取りまとめておりませんで、こちらには資

料等はありません。

それで、こちらで聞いている話としては、直接自治体が基地局を整備するというよりは、民間の整備するものに補助金をお出しするのですとか、周辺の環境整備を行うとかというようなことを行っているというふうに聞いております。

以上です。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。

もし追加で御質問あればいただきますが、以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。事務局のほうから何か御発言等あればいただきますが、いかがでしょうか。

【中田事業政策課調査官】 はい、事務局でございます。それでは、簡単にコメントをさせていただければと思います。

知事会様のほうからいただいた御提言につきましては、総務省としてもしっかり受け止めさせていただきたいというふうに考えております。知事会様の御提言の中にも記載がございますが、いただいている御提言の内容というのは、必ずしも今回新設する交付金で全てカバーするというよりは、総務省全体、あるいは政府全体として行っていくべき施策に対する御提言というふうに考えております。例えば有線か無線か、整備費用か維持費用か、それから公設か民設かといった、幾つか軸がある中で、今回の交付金制度は、基本的には有線ブロードバンドの維持費用で、かつ、基本的には民設事業者の、という制度になっているわけでございます。これは今回の交付金制度が、基本的には民間事業者間の相互扶助であるといった事情や、その他もろもろの事情によるものであるわけでございますけれども、当然総務省といたしましては、交付金制度以外の手段等も活用いたしまして、地域におけるブロードバンドの維持のために必要な施策を切れ目なく行っていく必要があるというふうに考えておりますので、そのように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから長田構成員からいただきました、OTT事業者等の扱いについての検討でございますが、本研究会につきましては、御了承いただければ今回で取りまとめというふうに考えているわけでございますが、OTT事業者の扱いにつきましては、今省内で調整をしているところですが、何らかの形で議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから三友構成員から御提言をいただきました件、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございますが、ユニバーサルサービスという言葉を使いつつも、今回の交付金

制度、必ずしも電話のユニバーサルサービス交付金制度とイコールではないということがございます。特に御示唆いただきましたとおり、地域の様々な、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療といったものを将来に向けて維持していくという、そういったデジタル時代の到来をにらんだ新しい制度ということでございますので、御提言いただきましたデジタルサステナビリティ・ファンド、すばらしいネーミングだと思いますけれども、そういったネーミングの点も含めまして、御示唆を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。もし追加で御意見ないようでしたら、ここで一旦区切らせていただきたいと思います。

様々御意見ありがとうございました。今後考えていかなきゃいけない論点、幾つかいただいたところですけれども、資料18-2に関していうと、修正を必要とするというふうな御意見は特段なかったのかなと思っております。おおむね御賛同いただいたというふうな受け止めています。本研究会の最終取りまとめの案としては、この本案のとおり、最終取りまとめとして公表するべく準備をさせていただいて、適宜文言とか、あるいは語句修正、若干発生するかもしれませんが、その際もし御異論ないようでしたら、座長の一任という形で、公表のほうに段取りで進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋座長】 どうもありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただこうと思っております。皆さん、ありがとうございます。

それでは、今日もう一つ議事ございまして、これは新たな交付金制度の効果と費用ということで、試算を今回いただいておりますので、資料18-4に基づいて、まず事務局から御説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

それでは、資料18-4に基づきまして、新たな交付金制度の効果と費用について御説明をさせていただきます。第1次試算というふうに銘打っておりますのは、最終取りまとめの中にも記載しておりますとおり、今後制度の精緻化等を踏まえまして、さらにアップデートしていくという趣旨を込めまして、第1次試算というふうに銘打っているものでございます。

めくっていただきまして、2ページからでございますが、この資料につきましては、今後国民、あるいは利用者の方々に対して、今回のような交付金制度の必要性を御理解いた

だくという趣旨を込めておりますので、若干その背景事情のようなものも資料として盛り込んでいただいております。

2 ページ目が有線ブロードバンド、主には光ファイバでございますけれども、その整備状況でございますが、上に数字がございますが、令和3年で99.3%まで来ております。その後補正予算等も使いまして、99.7%まで伸びる見込みを持っているわけですが、その先ということになりますと、いろいろ課題があるということでございます。特に99.3とか99.7というと、かなり高い数字のように思えるわけですが、下の都道府県別の光ファイバカバー率を見ていただきますと、やはりかなり地域によってはばらつきがあるということが実情でございますが、特に離島、あるいは山間地、そういった地域を多く有する地域においては、まだ整備が遅れている。その結果として整備率の格差が発生していると、そういった状況でございます。

続く3 ページでございますが、対しまして、携帯ブロードバンドの整備状況につきましては、居住人口の99.99%をカバーしているということでございまして、加えまして、3つ目の黒丸でございますけれども、各携帯電話事業者の開設計画によれば、2023年度までにエリア外人口はゼロになる見込みであるというふうに見込んでいただいております。

4 ページ、また有線のほうに戻りますけれども、ここはこれまでも最終取りまとめ(案)等の中でも触れてきたところでございますが、有線ブロードバンドの市場の特徴といたしまして、その市場を支えているプレーヤーが多様であるということが実態としてございます。当然NTT東西様等がメジャープレーヤーではあるわけですが、それ以外にも電力系の通信事業者の方々、あるいは地場のCATV事業者、そういったものも含めまして、各地域の有線ブロードバンド市場というものが形成されているということでございます。

そういった状況をまた別の観点から表しているのが次の5 ページでございますが、これはそのインフラ提供事業者の数、回線設置事業者の数を表しているものでございます。日本地図を御覧いただきますと、赤のところはかなり多いというのが、面的に見ると多いというのがお分かりいただけると思いますが、この赤いところはその回線設置事業者が1社しかないエリアでございます。かつ、この1社というのは、大手の事業者である場合もあればそうでもない場合もあるということでして、そういった1社しかない事業者の採算性が、今後人口減少によって悪化していく中で、こういったインフラの維持というものが大きな課題になっているということでございます。

一方で6 ページでございますが、これはブロードバンドの重要性の高まりというものを

表しているものでございまして、S o c i e t y 5 . 0、それから昨今、特に新型コロナウイルス感染症への対応等も含めると、ますますテレワーク、あるいは遠隔教育、遠隔医療といったサービスの重要性が高まっており、不可欠と言ってよい状況になっているわけでございますけれども、こういったサービスというのは、いずれも大容量のデータ通信をリアルタイムかつ双方向で常時行える環境が存在するということが前提となっているということでございますので、やはりそういった観点からは、有線ブロードバンドの整備・維持というものが非常に重要であるということでございます。

そういった観点を含めまして、今回の制度の全体イメージということでございますが、上の四角にありますとおり、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠な有線ブロードバンドサービスを、原則として日本全国どこでも利用可能にするために、基礎的電気通信役務の新たな類型として、有線ブロードバンドサービスを追加するというところでございます。負担金を原資といたしまして、不採算地域において有線ブロードバンドサービスを提供する事業者の赤字の一部を支援するというものでして、これ自体は整備費用を支援するものではないわけですが、整備後のサービスの維持可能性が担保される結果として、整備促進にも貢献するものであるというふうに考えているところでございます。

右下が新設する交付金制度の概要でございまして、支援対象事業者は不採算地域の有線ブロードバンドサービスの事業者です。それに対しまして、負担対象事業者は、有線、無線を問わず、ブロードバンドサービス事業者全体ということで整理させていただいているところでございます。金額につきましては、後ほどまた御説明いたしますが、全体額を約230億円というふうに見込んでおります。それに対しまして、それを契約数で割りますと、1契約当たり毎月約8円というふうに見込んでいるところでございます。

これをもう少しブレイクダウンしましたのが8ページでございまして、下が費用の額でございまして、年間総額は、より正確に申し上げますと、約227億円ということでございます。現在ブロードバンドサービスの契約者数は約2億4,100万でございますので、割りますと、契約者1人当たり月額約7.8円の費用負担が発生すると見込まれるということでございます。対しまして、これによる効果でございますが、上にあるとおりでして、有線ブロードバンドサービスの世帯カバー率が、99.9%まで上昇するというふうに見込んでいるところでございます。かつ、これを将来にわたって安定的に維持可能になるという、そういった効果が見込まれるということでございます。

9 ページは試算に関する留意点でございますが、幾つか記載しております。まず1 点目でございますが、今回の試算は一定の仮定の下で一定の仮モデルを使って試算したものですので、あくまで現時点での概算であるということでございます。実際の算定方法等は、制度創設後、制度運用開始までの間に、審議会等のオープンな場で改めて検討していくということになりますので、その結果として、交付金額、それから負担金額が、試算したもののから変動するということは、これはあり得るということでございます。

2 目目でございますが、今回では一般支援対象区域、それから特別支援対象区域共通で、回線密度を変数とする回帰式モデルによって、町字ごとのサービス提供コストを算出しているということでございますけれども、実際の制度運用段階では、より精緻なモデルを用いることが想定されるということもありますし、場合によっては、対象区域によって異なるモデルを使い分ける、あるいは部分的に実際費用方式を採用するということもあり得るということでございます。

3 番目でございますが、今回は一般支援対象区域、特別支援対象区域共通で、区域ベンチマーク、区域を絞るためのベンチマーク、それから費用ベンチマーク、費用を確定するためのベンチマーク、いずれも F T T H の全国平均料金である月額5,000円に設定しております。実際の制度運用段階では異なるベンチマークを採用することもあり得ますし、特別支援対象区域については、この最終取りまとめ（案）の中にも記載のとおり、費用ベンチマークは設定せずに、収支相殺方式を採用するという方向で考えているところでございます。

4 ポツのところは、現段階の試算といたしましては、整備コスト以外のコストについては計上していないということございまして、これは今後の検討ということでございます。

5 ポツでございますが、これは一般支援対象区域のほうの話をしておりまして、今回の試算では、全国規模の通信事業者や電力系の通信事業者以外の事業者、ローカルな C A T V 事業者等でございますけれども、こういったものは全て潜在的な一般支援対象区域の支援対象となり得ると、そういう仮定で試算をしているということでございます。実際にはローカルな C A T V 事業者等の全てが、制度の運用当初から支援対象となるものではございませんので、人口減少の進展に伴って、段階的に支援対象事業者が増加していくということでございます。ですので、そういう観点でいいますと、今回の7.8円、あるいは8円というのは、制度運用が始まって、一定期間経過後その費用に到達するというところでございます。当初からそれだけの費用が発生するわけではないということでございます。

6ポツは特別支援対象区域のほうの話をしておりまして、今回、自治体に対して改めてアンケートをいたしました。その結果といたしまして、未整備地域を持つ自治体のうち、新たに180の自治体が新規整備をする、今回のような交付金制度ができた場合に新規整備をするというふうに見込まれるところでございます。それから、91の自治体が設備の民設移行を行うというふうに想定をされるところございましたので、それを基に試算をしているということでございます。

その下、7ポツにありますとおり、これも一度にそれだけの新規整備が行われる、あるいは一度にそれだけの民設移行がされるということではなく、実際には徐々に徐々に行われていくということですので、今回の試算というのは、そういう意味では最終的にその数字に到達するというものであるということでございます。

8ポツは離島の海底ケーブルの扱いでございまして、今回の試算上は単純に長さを変数とするモデルで概算をしているということでございます。実際の費用算出については、また別途の検討であるということを書いているところでございます。

以上が留意点でございまして、次、10ページでございますが、これは世帯ごとの負担額のモデルケースを参考としてお示ししているものでございます。下のアスタリスクにありますとおり、実際の一義的な負担者は各事業者でございまして、各事業者が利用者にとどのように転嫁するかというのは各事業者の判断であるわけですが、ここでは単純に、契約数で均等に割って転嫁するという場合を想定しております。その場合、左側ですが、携帯ブロードバンドのみ契約する1人世帯の場合は、これは世帯当たり毎月8円ということでございます。それに対しまして、固定のFTTHと携帯ブロードバンドをそれぞれ契約する4人世帯、それぞれの御家族の方がスマートフォンを持っているような世帯の場合には、固定分が8円、それから携帯分が4契約ということですので32円。足しますと、世帯当たり毎月40円と、そういう形になるということでございます。1つのモデルケースとしてお示ししているということでございます。

11ページは御参考でございまして、一般支援対象区域と特別支援対象区域のそれぞれの位置づけを、確認的に記載しているものでございます。

最後、12ページでございますが、これは今後の試算の精緻化に向けてということでございますけれども、人口変化等を勘案した影響分析手法のアイデアを記載しているところがございます。当然人口、今回の整理によって人口減少を食い止めるという趣旨はあるわけですが、人口減少というものは進むというふう考えた場合に、それが交付金額に

どのように影響するかということについての分析の手法を、1つ御提案として記載しているところがございます。このような人口変化を感度分析として取り組むということも1つ必要でありますし、また、その競争状況の変化についても、幾つかシナリオを立てて分析していくといったようなことが必要であるというふうに考えております。今回は単にアイデアをお示しするというところからでございますけれども、今後、より制度の詳細が定まってくるのと並行して、幾つかのシナリオを設定して分析をしていくといったことも進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

御説明としては以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、質疑及び意見交換をしたいと思っております。まず構成員の方々に、御意見、御質問ありましたら、チャット欄でお知らせをいただければと思います。よろしくお願ひします。

藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 藤井でございます。幾つか質問させていただきたいところがあるので、教えていただければと思うのですが、1つは7ページ目の携帯電話ブロードバンドサービス事業者の数が今回含まれていると思うのですが、電話のユニバーサルサービスの場合は、音声通話が可能な契約というのが音声通話可能な番号という単純な構図だったと思います。それに対して、今回の試算での契約数は、どのような形態の契約が含まれているのかというのを教えていただくことはできますでしょうか。特にデータ専用の機器向けの契約など、これまで電話のユニバーサルサービスでは想定していなかった契約も、今回含まれているのかどうかというところを確認できればと思っております。

二つ目ですが、9ページについて、今回の試算についてアンケート結果を基に、民間移行の可能性が見込まれた自治体について、民間移行が完了した状況での試算ということだったと思うのですが、こちらに対して、スタート時点ではほとんどまだ民間移行していない状態からスタートすると思われまふ。スタート時点でどのくらいの金額からになるかという見込みが、もし今の段階であるのであれば、教えていただければと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。事務局には後ほど御回答いただこうと思っております。

ほかの構成員の方はいかがでしょうか。

よろしければ、併せてオブザーバの方も、もし御意見あればいただければと思っております。

じゃあ長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 はい。ありがとうございます。何かちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、3ページで、各携帯電話事業者の開設計画によれば、2023年度までにエリア外人口はゼロになる見込みとありますけれども、これは4社全部のところがゼロを目指しているということなのでしょうか。私が承知しているのは、2社だけがゼロと言っているんじゃないかと思うんですけれども、そこをちょっと教えていただきたい、確認したいということと、あと、説明を国民向けにやっていくときというのを想定して作っていらっしゃると思うんですが、10ページのこの図、この間事前に御説明いただいたときにも申し上げたんですけれども、ちょっと1人世帯と、まず4人世帯を比較していることの違いにくさと、もう一つしみじみ考えましたが、今回これをこうやって支えていく人というのが普通のユーザというような、ちょっとミスリードかなと思います。事業者の皆さんも携帯ブロードバンドを契約されていらっしゃるでしょうし、FTTHも契約していらっしゃって、そういうところにも当然この負担はかかっていくわけなので、もうちょっとこう、何というか、事実を反映したような絵を使っていったほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ほかに構成員の方、あるいはオブザーバの方も含めて、ございますでしょうか。

それでは、まだあるかもしれませんが、取りあえず事務局へ御質問、藤井構成員と長田構成員からありましたので、よろしければお答えのほうをお願いできますでしょうか。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

まず藤井構成員からいただいた御質問でございますけれども、1点目、携帯ブロードバンド事業者の契約者数をどうやって算出しているかということでございますが、報告をいただいている契約者数を、今回の試算では全て入れています。ですので、お尋ねがあったデータ契約専用のものとかも全て含んだ数字ということでございます。今回はそういった形で、一旦試算をしております。

それからアンケート結果に関しまして、特に民設移行の発射台がどうなるかということでございますが、今回のアンケートですと91が到達点と一旦見込んでいるわけでございますが、若干細かい話になりますけれども、現在の想定ですと、仮に制度ができたといったしまして、改正法の公布日以降に新設整備、あるいは民設移行した場合はその支援対象とな

るという、そういった整理でございます。その公布日から実際の交付金の始動の年度まで、2年程度タイムラグがありますので、その間に民設移行が何件か進むというふうに考えていますので、交付金制度の発足当初にゼロからスタートするということではございません。一定数は既に民設移行しているということで、支援対象として費用が発生するというところで進むということで想定しております。ですが、具体的には幾つ民設移行がなされた状態から始まるかというのは、ここにつきましては、すみません、現段階ではちょっとまだ正確な見通しを持っていないところでございます。

それから長田構成員のほうからいただきました点でございます。まず1点目、3ページの開設計画の関係でございます。これは長田構成員が御指摘のとおりでして、現在のところ2者が、2023年度までにカバーするという開設計画を示しているということでございます。御指摘のとおりでございます。

それから10ページの点、御指摘をいただきましてありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。さらにいろいろなシナリオがございますし、当然法人ユーザですとか、そういったものも御負担をいただくということですので、そういった点についても誤解のないように、発信していく内容をさらに改善していきたいと考えております。御指摘ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ほかに、もし構成員、オブザーバの方からいただければと思います。関口構成員から指摘をいただいております。もしよろしければ御発言可能でしょうか。

【関口構成員】 関口でございます。ありがとうございます。先ほどプレゼン頂戴いたしました全国知事会様のほうからは、4G等の無線ブロードバンドサービスについては、不採算地域を、特に民間事業者では整備を進めていないところが依然として多く存在するというふうに御指摘を頂戴しております。その意味でいうと、人口カバー率、たしか500メートルメッシュの半分ぐらいが電波届いているかどうかの基準だったと記憶しているのですが、この資料の3枚目の説明で、携帯ブロードバンドは特に民間事業者にお任せしても問題ないんだということとの間にちょっと乖離がありますので、そこについて、事務局から何がしかの補足的な説明を頂戴できれば幸いです。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。事務局から後ほどいただければと思います。

続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。先ほどの藤井構成員の質問に対する事務局から

の回答に関して、やっぱりいわゆるモジュール、通信モジュールの契約ということでもって、月額何百円の、それも下のほうで数たくさん使っている方から見ると、月額8円というのは非常に大きな割合になるということでもって、固定のほうに関しては、仮にですけども、上り下り名目速度30Mbpsということでもって線を引いて、だからその線に引かからない人は、もしかするとお金の負担のほうからも対象外になるのかなというところですが、携帯のほうに関して、その負担の線引きをどこにするのかというのは、これからかなり気をつけて、やっぱり検討していかなくちゃいけないのかなと思いました。ということで感想です。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

林構成員、お願いします。

【林構成員】 林です。ありがとうございます。私も長田構成員が先ほどちょっとおっしゃったことが気になっていて、10ページのスライドなんですけれども、これある意味非常に分かりやすく、何というか、キャッチーな反面、数字がはっきり出てしまいますので、読み手がミスリードされない配慮も必要かと存じます。と申しますのも、今回の試算というのはあくまでも試算であって、実際この数字はかなり変わってくる可能性がございます。これは、9ページのところの一番最初の1のところにあります、実際の交付金額とか、負担金額というのは、かなり変動する可能性もありますので、この数字が何か独り歩きして、そこだけ何か決まったかのような印象を与えないように留意する必要があると思います。このスライド部分を一般の人が見ると、おそらく、これぐらいの額を負担する必要があるのだということで、ここの数字の部分だけが注目されてしまうという懸念がありますので、そこをちょっと見せ方として御留意をいただきたい、というのが1点目です。

2点目は、今後その支援額の算定方法をいろいろ詰めていくと思うんですけれども、特別支援対象エリアは、収支が当然に赤字となるエリアにも関わらず、我が国の固定ブロードバンドサービスの整備・維持のため、様々な民間事業者の参入を促すものとする必要がありますので、その支援内容については、当該エリアの整備・維持に係る必要なコストを回収できる仕組みとする必要があると思っています。少なくとも先例としては、その第一種公衆電話・市内電話の支援額算定の考え方が参考になると思います。これは、今回だと特別支援対象エリアの収入マイナス費用方式で赤字額を支援するというところでは、多分

これまでの第一種公衆電話と市内通話における支援額算定の考え方と共通していると思いますので、そういったところの考え方を参考にいただければ幸いです。また今回、モデルと実際費用の組合せということが今回議論されておりますけれども、これもこれまでの第一種公衆電話・市内通話では、費用算定の考え方として、管理部門はLRIC方式で、利用部門コストは実際費用を基に効率化を考慮して費用を算定するという考え方だったと思います。また収益算定の考え方も、これまでの第一種公衆電話・市内通話では、実際ベースの収益額で算定するということがあったかと存じます。そういった、これまでの第一種公衆電話・市内通話における費用・収益算定の考え方というのも、非常に参考になると思います。そしてそれらの考え方も、参考としてどこかお示しいただけると、今回のケースとの差分が分かって有益であり、どこに異同があり、どう考え方が変わってくるのか、ということが分かると思いますので、そこもちょっと何か、参考資料に入れていただくとありがたいなという気がいたしました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

オブザーバの方も、もし御発言希望ありましたらいただければと思いますけれども、構成員の方も含めて、ほかにどうでしょうか。

それでは、ちょっとお待ちしている間に、改めて事務局に、関口構成員をはじめ御質問あったので、御回答できる範囲で事務局からいただくことは可能でしょうか。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

まず、関口構成員から御指摘をいただいた点でございますが、少なくとも4Gにつきましては、資料記載のとおり、2023年度までに各社によって開設がされるというふうに考えておりますので、その点につきましては、もちろん現状全てカバーされているわけではありませんので、そこはさらに2023年度まで待つていただくということにもなるわけですが、そこにつきましては、知事会様のほうから御要望をいただいているところではあります。民間主導で整備がされるものというふうに考えているところでございます。

それから相田構成員のほうからいただきました点、モジュール契約の扱いでございますが、御指摘のとおりでございます。今回は概算でございますので、一旦全部入れた形で試算をしておりますが、実際の扱いにつきましては、最終取りまとめ（案）の注の38番にも記載のとおり、今後さらに検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

それから林構成員から御指摘いただいた点、御指摘のとおりである一方で、なかなか悩ましいところがございます、ある程度のイメージを現時点で持っていただくということも、一方でまた必要なことではありますので、10ページのような形で、ある意味分かりやすくお示しをしたところではありますが、最終的には当然変動し得るということも、併せてきちんと御説明していく必要があろうかというふうに考えております。ありがとうございます。

それからもう1点、費用算定の仕方といたしましては、詳細につきましては、今後審議会等のオープンな場で議論していくということではありますけれども、御指摘のとおり、現状の公衆電話の考え方等が1つ参考になるとは考えております。そういった点もまた、こういった形で盛り込むかということは検討したいと思いますが、御指摘のとおりだというふうに考えております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

関口構成員の御指摘について、橋渡しの説明がうまくできているかというところが不安なんですけれども、データがないと、なかなかうまく橋渡しができないような気がするんですが、関口構成員、どうですか。今の御回答でよろしいですか。

【関口構成員】 カバー率で丸がついているところでも、本当に利用可能かどうかというのと、全て保証というわけではないと思うので、そこら辺のギャップがあるのかなという気がするんですけれども、全国知事会様のほうが、今の説明で納得していただけるかどうかだと思います。

ただ、基本的に今回のブロードバンドユニバについて、だからこそ携帯を入れろという御主張については、やや慎重に私は判断すべきだというふうに理解しております。

【大橋座長】 ありがとうございます。今後検討しなきゃいけない課題の1つというふうに捉えることもできそうな気がします。ありがとうございます。

岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。

長田構成員や林構成員の質問ともかぶるのですが、もうちょっと細かいことをお尋ねしたいと思います。本当に細かいことで恐縮ですが、12枚目のスライドで、交付金の試算における人口変化の影響分析手法のアイデアとあって、これは今後の話ではあるんですけれども、今後の要検討事項が一番下のほうに書いてあって、4項目が挙がっています。下の

3つはそのとおりだと思うんですが、一番上の世帯構成の経年変化というのは、これはどういう意味なのか、ちょっと分からなかったので、この点どういう意図なのか御教示いただければと思います。

それからあと10枚目のスライドで、見せ方の点でいろいろ御指摘があったわけですが、ある試算に基づく値を8円とか、40円というふうにスパンと出すということですが、試算の見せ方としては、もう一つはレンジを見せるやり方もあるのかなと思いました。このスライドはどんぴしゃりの値段を見せる形になっています。一方、試算に幅があることを強調するというのであれば、試算の前提は、例えば、全て公設民営に移行した場合であるとか、あるいは、不採算地域の実際の補填額に幅があることも前半の議論ではあったかと思いますが、そういう幾つかの前提を置いた上での試算であることが分かるようにするという事です。その試算の前提には全てレンジがあるわけで、そのレンジの中での上限、下限というものをある程度試算して見せるというのも1つの案かなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。12ページ目について、若干事務局に御質問ということだったんですが。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

岡田構成員のほうからいただいた点、2点ありまして、2点目のほうにつきましては、今回第1次試算ということでこのような形でお示ししておりますが、当然第2次、第3次とアップデートしていく中で、そういったケース分け、あるいはレンジの提示といったことも必要になってくるというふうに考えておりますので、そういう意味では今回の数値はあくまで大胆な概算であるということを、今回は強調していく必要があると考えております。

それから12ページの今後の人口変化の影響分析の世帯構成の経年変化の扱いでございますが、こちら三菱総研様のほうから御提案をいただいたものを記載しているところでございますので、三菱総研様のほうから一旦お答えいただいてもよろしいでしょうか。

【西角主席研究員】 三菱総研、西角でございます。今回この人口変化の影響分析の際に、用いる予定のデータというものが人口の変動に関するデータでございますが、世帯の変動に関するデータではございません。実際にこの交付金額の算定においては、回線数というか、回線密度を使うことになりますので、人口そのものではなくて世帯数、あるいは

1世帯当たりでどれだけの回線需要が発生するのかといったことから予測をしなければいけませんということで、単純に人口の変化率だけを使って予測をするのか、それとも今申し上げた、その人口当たりの回線の需要というものの変動も含めて予測をするのか、その辺りも要検討事項であるという意味で記載させていただきました。

【大橋座長】 岡田構成員、よろしいですか。

【岡田構成員】 これは有線をイメージしてという理解でよろしいですか。

【西角主席研究員】 交付金額のほうは有線ブロードバンドが対象ということなので、基本的には有線になります。

【岡田構成員】 分かりました。不採算地域等や、いろいろな携帯もあり得る中ではあるんですがということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

大谷構成員から手が挙がっていますので、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。非常に細かいことで、申し上げづらいことですが、この計算の結果ですとか、計算の上で配慮していただいたことについては理解できたのですが、細かい絵のようなところに引っかかってしまいました。6ページのところで、ユニバーサルサービスとか、交付金の負担といったものに理解を得るために、このサービスの実現によって目指す社会像というのがまとめられていると思うのですけれども、この6ページでテレワークがトップにありまして、遠隔教育にしても、遠隔医療にしても、美しい絵ではありますが、恐らく条件不利地域の人のテレワークとかをイメージした感じではないので、8円を払わなくても、現状既にこれはできているという感じの印象を持ってしまう方が多いのではないかなという印象を抱かせるイラストが選ばれているのかなと思っております。できましたら、もう少し何というか、田園感のあるようなイラストというか、場所を問わず、例えば条件不利地域とされているような場所でも勤務ができるというような、そんなイメージの絵を選び、どちらかといえば生活に密着した医療とか、教育といったところが前面に出てくるような形で、これから制度への理解を得るために工夫していただく余地が幾つかあるのではないかと感じましたので、申し上げさせていただきました。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。もうまさにおっしゃるとおりだと思いますので、我が国の地域の多様性というのはありますし、そういう方々皆さんにメリットがある形で

負担をいただくということですから、そういうふうな姿というのは重要だなと思います。
ありがとうございます。

おおむね御発言希望の方は指名させていただいたと思っているんですけども、ほかに大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。今回この試算については第1次ということで、今後事務局におかれては、さらに精緻化をしていただくとともに、また、構成員の方々からさらなるデータの御要望もありましたし、また、あとモデルケース等、イラストは分かりやすいんだけれども、実態を反映していないんじゃないかというふうな御指摘もありましたので、そこを踏まえて、さらなる試算の精緻化をお願いできればと思っています。様々御指摘ありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。もし全体を通じて、構成員、オブザーバの方々から、御意見ありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。本日ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会の最終回ということですので、最後に総務省の二宮総合通信基盤局長から御挨拶をいただきたいと思えます。

二宮総合通信基盤局長、お願いできますでしょうか。

【二宮総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長、二宮でございます。大橋座長をはじめといたします構成員の皆様には、日頃より情報通信行政に格段の御理解と御指導を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日御了承いただきました、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめにつきましては、2020年4月に第1回の会合を開催して以来、2年弱にわたりまして、構成員の皆様様の活発な御議論を経て取りまとめていただきました。改めて感謝を申し上げます。

今般の最終取りまとめにおきましては、不採算地域におけるサービスの不安定的な提供を確保することをその第一義的な目的としつつ、副次的な目的として、有線ブロードバンド未整備地域の解消促進なども含めた制度設計が適当とされているところでございます。これは、現在政府全体で取り組んでおります、デジタル田園都市国家構想の推進にも重要な役割を果たすものと考えております。総務省といたしましては、こうした提言を含めまして、しっかりと本日いただきました取りまとめを受け止めさせていただいて、今国会への電気通信事業法の改正案の提出を含め、必要な制度整備、検討を迅速に行ってまいりた

いと考えております。

最後になりますけれども、構成員の皆様のますますの御健勝を御祈念申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡事項などあればお願いいたします。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。活発な御議論ありがとうございました。

本日御議論いただきましたブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめにつきましては、本日御了承いただきましたということで、近日中に所要の手続を経て、公表という形を取らせていただきます。

事務局からもこの場で御礼を申し上げますけれども、約2年弱にわたって、長きにわたり複雑な論点等も本研究会で御議論いただきまして、構成員の方々やオブザーバの皆様をはじめ、本当にありがとうございました。皆様のますますの御活躍を祈念しております。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございました。

それでは、本日18回を数えるに至ったわけですが、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会、終了といたします。第1回目から非常に大きな議論をしていただいて、最終的には、先ほど三友構成員からもいただきましたけれども、これは社会経済のさらなるDXなり、地域のサステナビリティを高めるための取組としての第一歩なんだということで、構成員の方々の引き続きの御支援、お願いしたいと思います。

2年弱の長きにわたって、様々な視点から精力的に御意見をいただきましたことを感謝申し上げます。本日夜遅くまで、ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上